

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		予防規程の認可又は変更の認可
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 4 条 の 2 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7543)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	認可は、消防法第 1 0 条第 3 項の技術上の基準に適合しているときその他火災予防のために適当であると認められるときに行うものとする。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 5 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 0 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 5 年 4 月 1 日最終改正
備 考		